

# ○ 岩手県警察用船舶の管理及び運用要領の制定について

(平成16年6月1日岩地域第367号警察本部長)

[沿革] 平成24年3月岩地域第61号改正

各 部 長  
首 席 監 察 官  
各 所 属 長

みだしの要領を別添のとおり制定し、平成16年6月1日から施行するので、誤りのないようにされたい。

なお、「岩手県警察警備用舟艇の管理および運用要領」（昭和31年8月20日付け岩警務発第38号、岩ら発第336号）、「警備船「さんりく」の運用について」（昭和60年6月15日付け岩防犯発第64号、岩警務発第51号、岩刑事発第30号、岩警備発第77号）、「警備船複数化に伴う運用について」（平成6年8月31日付け岩地域発第629号）は廃止する。

## 岩手県警察用船舶の管理及び運用要領

### 第1 目的

この要領は、別に定めのあるもののほか岩手県警察における警察用船舶（以下「警備船」という。）の管理及び運用について必要な事項を定め、警備船の安全かつ効率的な運用を図ることを目的とする。

### 第2 管理責任者

- 1 警備船の管理責任者は、生活安全部地域課長（以下「地域課長」という。）とする。
- 2 管理責任者は、警備船の保全、整備及び燃料の消費状況等について監督し、警備船の維持管理に当たるものとする。

### 第3 運用責任者

- 1 警備船の運用責任者は、警備船配置の警察署長とする。
- 2 運用責任者は、警備船の安全かつ効率的な運用に努めるものとする。
- 3 運用責任者の任務は、次に掲げる事項とする。
  - ① 警備船の保全及び整備に関すること。
  - ② 警備船の運用に関すること。
  - ③ 係留施設の維持、管理に関すること。

### 第4 関係機関との連携

警備船の運用に当たっては、海上保安庁、税関、入国管理局、その他関係機関と緊密な連携を図るものとする。

### 第5 警備船勤務員

- 1 この要領において、警備船勤務員とは乗船警察官及び船舶職員をいう。
- 2 乗船警察官とは、警備船配置の地域警察官をいい、船舶職員とは、船長、機関長、航海士、機関士の警備船航行に従事する者をいう。
- 3 警備船は、警備船勤務員により運用するものとする。
- 4 運用責任者は、警察活動を行うため、必要があると認める場合は、警備船勤務員以外の警

察職員を警備船に乗船させることができる。

## 第6 警備船勤務員の任務

- 1 警備船勤務員は、運用責任者の命を受け警備船の機能を利用して行う警察活動（以下「警備船活動」という。）を適正かつ効率的に推進することを任務とする。
- 2 警備船活動は、航行区域及び沿岸において行う、警ら（「船舶警ら」及び「沿岸警ら」をいう。以下同じ。）、訪船活動、犯罪の捜査、水難救助、警戒警備等とする。このうち、船舶警らは、警備船に乗船しての警らとし、沿岸警らは、運用区域内の陸上沿岸を徒歩等により行う警らとする。
- 3 警備船活動は、運用責任者の命を受け乗船警察官のうちの上級者（以下「警備船班長」という。）又はこれに代わる者が指揮して行うものとする。
- 4 船長は、警備船航行上、機関長、航海士、機関士を指揮監督し、次に掲げる事項について責任を負うものとする。
  - ① 警備船の航行に関すること。
  - ② 他の船舶職員に対する指導に関すること。
  - ③ 警備船及び装備品の保全及び整備に関すること。

## 第7 警備船勤務員の勤務種別

- 1 警備船勤務員のうち、乗船警察官の勤務は通常勤務と特別勤務とする。
- 2 通常勤務は、警ら、訪船活動、待機とし、特別勤務は、事件、事故の捜査及び災害発生時の現場活動、水難救助活動、警戒警備活動等とする。
- 3 船舶職員の勤務は、警備船の航行業務と待機、その他特に命ぜられたこととする。

## 第8 警備船活動に当たっての配意事項

乗船警察官の警備船活動に当たっては、次の事項に配意しなければならない。

- ① 警らは、運用区域の実態、その他警察事象の発生分布等を勘案して、効果の挙がるように配意するものとする。
- ② 訪船活動は、港湾等に停泊中の船舶に対し犯罪の予防及び災害、事故の防止等の指導を行うものとする。この場合においては、適切な応接の保持に努めるものとする。
- ③ 訪船活動の実施結果については、訪船活動カード（様式第1号）を作成するものとする。
- ④ 警備船活動に当たっては、不審船の監視又は検問を行い、密貿易、密出入国、密漁事犯の取締り等の予防及び検挙、海上における危険の防止、遭難船舶及び遭難者の捜索、救護等に当たるものとする。

## 第9 配置

警備船「さんりく」は釜石警察署に、「第2さんりく」は宮古警察署に置く。

## 第10 運用区域

- 1 警備船の運用区域は、船舶安全法第9条第1項に規定する区域とする。
- 2 警備船ごとの主な運用区域は、下表のとおりとする。

船名	通常運用区域	広域運用区域
さんりく	釜石警察署管轄の海上及び沿岸	大船渡警察署管轄の海上及び沿岸
第2さんりく	宮古警察署管轄の海上	岩泉、久慈各警察署管轄の海上及

	及び沿岸	び沿岸
--	------	-----

#### 第11 広域運用上の配意事項

運用責任者は、警備船の広域運用に当たっては、次の各号に掲げる事項に配意しなければならない。

- ① 広域運用計画に基づく警備船活動を行う場合は、原則として大船渡港、釜石港、宮古港、島越港及び久慈港を拠点（以下「拠点港」という。）とするものとする。
- ② 乗（降）船は、原則として拠点港において行うものとする。
- ③ 警備船の広域運用時に入手した情報については、関係警察署長に通報するものとする。

#### 第12 運用計画等の策定

- 1 管理責任者は、運用責任者と協議して年間の警備船広域運用計画及び警備船広域運用訓練計画を策定し、本部長に報告するものとする。
- 2 報告様式及び報告期日は、下表のとおりとする。

報 告 文 書	様 式	報 告 期 日
警備船広域運用計画	様式第2号	毎年11月10日
警備船広域運用訓練計画	様式第3号	〃 12月10日

- 3 運用責任者は、警備船広域運用訓練を実施した場合は、管理責任者を経て本部長に報告するものとする。
- 4 運用責任者は、月ごとに翌月の警備船月間運用計画を策定し、その活動結果については警備船月間活動状況により、それぞれ管理責任者を経て本部長に報告するものとする。
- 5 報告様式及び報告期日は、下表のとおりとする。

報 告 文 書	様 式	報 告 期 日
警備船広域運用訓練実施結果	様式第4号	実施の都度
警備船月間運用計画	様式第5号	毎月25日
警備船月間活動状況	様式第6号	〃 10日

#### 第13 運用計画変更時の措置

- 1 警備船班長は、特別の事由により、運用計画に変更が生じた場合は速やかに運用責任者の承認を受けなければならない。ただし、承認を受けるいとまのない場合は、必要な措置をとった後、速やかにその経過を報告するものとする。
- 2 運用責任者は、前項の計画変更が、広域運用計画である場合には速やかに関係所属長に通報しなければならない。

#### 第14 応援派遣

- 1 警備船の派遣を必要とする所属長は、警備船派遣要請書（様式第7号。以下「要請書」という。）により、管理責任者を経て本部長に行うものとする。ただし、緊急の場合は口頭で要請し、事後に要請書を提出するものとする。
- 2 管理責任者は、前項の派遣要請について本部長の承認を受け、運用責任者に警備船の派遣

を指示するものとする。

3 運用責任者は、派遣の指示があった場合は、派遣期間、活動区域、方法等について派遣要請先の所属長と協議するものとする。

4 警備船の応援派遣を受けた所属長は、第3の規定にかかわらず警備船が派遣された活動区域に入った時から同応援派遣が解かれるまでの間、警備船勤務員を指揮し、運用責任者としての職務を行うものとする。

#### 第15 宿直

警備船には、原則として宿直を置くものとする。

#### 第16 水上警察旗の掲揚

警備船の航行に際しては、水上警察旗を掲げなければならない。ただし、職務執行上支障があると認められた場合はこの限りでない。

#### 第17 航行上の留意事項

船長及び警備船班長は、警備船の航行に際し次に掲げる事項に留意しなければならない。

- ① 警備船の安全を確保するため必要な見張員をつけること。
- ② 船舶警らを行う場合は、気象条件、海域の状況を勘案して警ら区域、時間等を適切に設定すること。
- ③ 訪船活動、その他必要により接舷し、又は接岸した場合は、警備船の安全確保に必要な人員を残留させること。
- ④ 火災の予防に努めること。

#### 第18 係留等の措置

- 1 船長は、警備船を基地港に係留する場合は、所定の場所に係留しなければならない。ただし、寄港の場合は安全で他の船舶の妨害にならない場所に係留し、かつ、緊急の出動に容易に対処し得る状態で係留するものとする。
- 2 船長は、荒天その他の事象により警備船の保全上必要があると認められた場合は、他の安全な場所に退避するなどの措置を講じなければならない。
- 3 船長は、離船する場合は確実に係留し、船室の施錠及び火災、その他の事故防止について万全の措置を講じなければならない。

#### 第19 無線局の運用

警備船の運用時には、常時無線局を開局しておくものとする。

#### 第20 点検

- 1 警備船の点検は、日常点検と定期点検とする。
- 2 日常点検は、船長が毎日1回以上次に掲げる事項について点検するものとする。
  - ① 船体の清掃及び手入れの状況
  - ② 機関、取付機器類及び装備品の整備の状況
  - ③ 備品及び船具の整備、保管の状況
- 3 定期点検は、運用責任者が毎月1回以上次に掲げる事項について点検するものとする。
  - ① 船体の清掃及び手入れの状況
  - ② 機関、取付機器類及び装備品の整備の状況
  - ③ 警備船の航行及び消耗品等の使用の状況
  - ④ その他管理上必要と認める事項
- 4 運用責任者は、異常が認められた場合は速やかに必要な措置を講じるものとする。

## 第21 事故報告

運用責任者は、警備船に関する事故が発生した場合は、事故報告書（様式第8号）により直ちに管理責任者を経て本部長に報告しなければならない。

## 第22 休船報告

運用責任者は、警備船が整備等により運用できない場合は、その期間及び理由を管理責任者に報告しなければならない。

## 第23 船歴簿

運用責任者は、船歴簿（様式第9号）を備え付けておかなければならない。

## 第24 機関日誌

- 1 機関長は、機関日誌を備え付け船体及び機関の要目について記録しておかなければならない。
- 2 機関日誌の様式については、管理責任者において別に定めるものとする。

## 第25 警備船活動日誌

警備船勤務員は、勤務状況を警備船活動日誌（様式第10号）に記録し、整理しておかなければならない。

## 第26 警備船活動要覧

運用責任者は、効率的な警備船活動を行うため、警備船活動要覧（様式第11号）を備え付けるとともに、運用区域に係る水域及び沿岸について、次の各号に掲げる事項を記載した図書その他を備え付けなければならない。

- ① 港湾施設の構造、配置状況等
- ② 運用区域及び係留場所並びにその周辺海域における次の事項
  - ア 過去の統計に基づく風速、風力、天候等の気象状況
  - イ 波高、波長、潮流の方向及び速さ等の海象状況
  - ウ 岩礁の位置、水深、海上施設その他海の地形及び地物の記載された海図並びに航路図
- ③ 燃料補給場所及び船舶燃料業者
- ④ 船舶相互間の通信要領
- ⑤ 水難発生時における救助体制
- ⑥ その他警備船の運用に必要な事項

## 第27 応急措置の訓練

運用責任者は、津波、火災、その他不測の事故に備え、警備船勤務員が応急措置を講ずることができるよう随時訓練を実施するものとする。

## 第28 事件の引継

乗船警察官が広域運用区域において取り扱った事件、事故等については、必要な初動措置を講じた後、事案の発生場所を管轄する警察署長に引き継ぐものとする。

## 第29 細目の制定

運用責任者は、この要領に基づき必要な細部的事項を定めることができる。